

役員報酬規程等提出書類一覧表

<p>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">チェック欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">提出しない場合</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ ____ 年度）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最後に職員給与規程を提出した事業年度（ ____ 年度）</td> <td></td> </tr> </table>	提出しない場合		最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ ____ 年度）		最後に職員給与規程を提出した事業年度（ ____ 年度）		<p>④ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</p> <p>⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>
提出しない場合							
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ ____ 年度）							
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ ____ 年度）							
<p>(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）</p>	<p>(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類</p>						
<p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p>	<p>認定基準等チェック表(第3表)</p> <p>※「ロ」の欄の記載は必要ありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">「役員 の状況」第3表付表1</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2</td> <td></td> </tr> </table>	「役員 の状況」第3表付表1		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2			
「役員 の状況」第3表付表1							
監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2							
<p>② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 役員等との取引</p>	<p>認定基準等チェック表(第4表) (初葉)</p> <p>認定基準等チェック表(第5表)</p>						
<p>③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員 の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員 と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p>	<p>認定基準等チェック表(第7表)</p> <p>欠格事由チェック表</p>						

(注意事項)

- ・ 認定（特例認定）NPO法人は、事業年度終了後3か月以内に「役員報酬規程等提出書」（様式第20号）1部と上記の書類をそれぞれ2部、長野県庁広報・共創推進課に提出してください。
- ・ 長野県以外の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）NPO法人は、長野県庁広報・共創推進課とともに事務所を設置する長野県以外の都道府県知事にも提出が必要です。